

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四六三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	四六三
○計量器の定期検査を実施する件	四六三
○道路の区域を変更する件	四六四
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四六五
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件	四六五
○県営土地改良事業の工事が完了した件三件	四六五
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四六六
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四六六
○福島海区漁業調整委員会	四六六
○福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程	四六六

告 示

福島県告示第五百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年八月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年八月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び棚倉町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字下山本字愛宕平6番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年八月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ白河西店 福島県白河市字和尚壇山二一五十七ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

町	右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかった	一〇月六日から一二月四日まで（火曜日、木	福島県計量検定
南相馬市	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	九月二七日 午後一時三〇分から 午後四時まで	同	鹿島体育館
相馬市		九月二八日 午前九時三〇分から 午後一時まで 午後四時まで	同	相馬市民会館
相馬郡新地町		九月二九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同	同
南相馬市		同 午後一時三〇分から 午後三時まで	同	新地町役場
		一〇月四日 午前一〇時三〇分から 午後一時まで 午後三時まで	同	原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」
		一〇月五日 午前一〇時三〇分から 午後一時まで 午後三時まで	同	同

もの

曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前九時から
午前十一時三〇分まで
午後一時から
午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
相馬市、南相馬市及び相馬郡新地町	非自動はかり、分銅及びおもり	一月七日から二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で行う平成二十八年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道上戸 渡広野線	双葉郡広野町大字上浅 見川字尾丸一番二九地 先から 同 郡同 町大字上浅 見川字尾丸一番二九地 先まで	変更前 変更後	八・八 一三・五	六五・五
		変更後	一一・六 二九・四	六五・五

（道路計画課）

公 告

公告第二百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十二日

二 名称

NPO法人ぐるりんこ

三 代表者の氏名

寺島 清隆

四 主たる事務所の所在地

福島県喜多方市塩川町四奈川字上川原二千六百五十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、従前から存在した地域的課題が、東日本大震災により一層深刻化を深める福島県内の諸課題（耕作放棄地の拡大、農地の荒廃、景気減退による障がい者・高齢者・支援を要する若者等の就業機会の欠乏、再生資源の廃棄物化あるいは安易な域外流出、放射能汚染をはじめとした環境汚染、高齢化と人口減少による諸記録・記憶の散逸等）に対し、地域資源（ヒト・モノ・カネ）に留まらない、有形無形のあらゆるリソース）を複合的に活用することで、かかる諸課題を解決し、持続可能な社会を実現する事を目的として設立するものである。

（文化振興課）

公告第二百二十二号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百二十号）第十条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び添付書面を平成二十八年八月二十四日から同年十一月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、いわき市産業振興部商業労政課、田村市産業部商工観光課、鮫川村企画調整課、平田村産業課、古殿町産業振興課、小野町産業振興課、広野町役場一階中央ロビー、榎葉町新産業創造室、榎葉町会津美里出張所及び川内村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 特定小売商業施設の名称及び所在地

- 1 名称（仮称）イオンモールいわき小名浜
- 2 所在地 いわき都市計画小名浜港背後地震復興土地区画整理事業地内（街区番号二符号一ほか）
- 二 変更した事項

1 特定小売商業施設の新設に係る敷地の面積

（変更前）四万四千三百五十三平方メートル

（変更後）四万四千三百五十六平方メートル

2 特定小売商業施設の新築の着手予定日

（変更前）平成二十七年三月一日

（変更後）平成二十八年八月二十三日

3 特定小売商業施設の延べ面積

（変更前）十万二千七百平方メートル

（変更後）九万三千三百三平方メートル

三 届出年月日

平成二十八年八月八日

（商業まちづくり課）

公告第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により、牛川地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業の工事は、平成二十七年九月二十八日完了したので公告する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により、西後庵堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業の工事は、平成二十八年三月二十九日完了したので公告する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村計画課）

公告第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により、柳津北部地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）の工事は、平成二十八年五月三十日完了したので公告する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

公告第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公告第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第七号

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年八月二十三日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻芳弘

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島海区漁業調整委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

（農村計画課）

第四条各号列記以外の部分中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条に次の一号を加える。

三 本人の委任による代理人が本人に代わつて保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年 内閣府 令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために委員会が適当と認める書類

内閣府 令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために委員会が適当と認める書類

様式第二号中

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 () 年 (2) 成年被後見人
	2 本人の氏名 (郵便番号 ())
	3 本人の住所 ()
	4 本人の連絡先 (電話番号 ())
※ 本人等確認	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについては、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 () 年 (2) 成年被後見人 (3) 委任者 () 年
	2 本人の氏名 (郵便番号 ())
	3 本人の住所 (郵便番号 ())
	4 本人の連絡先 (電話番号 ())
※ 本人等確認	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 その他 () 4 その他 ()

月 日生)	月 日生)
月 日生)	月 日生)

に改め、同様式注2中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に

